

札幌市職員退職手当条例及び札幌市立学校教育職員退職手当条例
の一部を改正する条例案

平成 29 年（2017 年）5 月 30 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市職員退職手当条例及び札幌市立学校教育職員退職手当条例
の一部を改正する条例

（札幌市職員退職手当条例の一部改正）

第 1 条 札幌市職員退職手当条例（平成 16 年条例第 9 号。以下「市退職手当
条例」という。）の一部を次のように改正する。

(1) 第 13 条第 10 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号
の次に次の 1 号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲
げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、
かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進す
るために必要な職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条
第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理
由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2
号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、
市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するため
に必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うこと
が適当であると認めたもの

(2) 第 13 条第 11 項第 5 号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第
4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 18 条の 2 に規定
する職業紹介事業者」を加える。

(3) 附則に次の 1 項を加える。

(基本手当に相当する退職手当に係る給付日数の延長に関する暫定措置)

2 1 平成 3 4 年 3 月 3 1 日以前に退職した職員に対する第 1 3 条第 1 0 項の規定の適用については、同項中「第 2 8 条まで」とあるのは「第 2 8 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中

「イ 雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

とあるのは

「イ 雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第 2 4 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

(札幌市立学校教育職員退職手当条例の一部改正)

第 2 条 札幌市立学校教育職員退職手当条例（平成 2 8 年条例第 5 1 号。以下「教育退職手当条例」という。）の一部を次のように改正する。

(1) 第 2 1 条第 1 0 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として教育委員会規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、教育委員会が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として教育委員会規則で定める者に該当し、かつ、教育委員会が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

(2) 第21条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

(3) 附則に次の1条を加える。

（基本手当に相当する退職手当に係る給付日数の延長に関する暫定措置）

第12条 平成34年3月31日以前に退職した教育職員に対する第21条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として教育委員会規則で定める者に該当し、かつ、教育委員会が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由

により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として教育委員会規則で定める者に該当し、かつ、教育委員会が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、教育委員会が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中市退職手当条例第13条第1項第5号の改正規定、第2条中教育退職手当条例第21条第1項第5号の改正規定並びに附則第3項及び第5項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（札幌市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の市退職手当条例（以下この項及び次項において「改正後の市退職手当条例」という。）第13条第10項（第2号に係る部分に限り、改正後の市退職手当条例附則第21項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した市退職手当条例第2条に規定する職員をいう。次項において同じ。）であつて市退職手当条例第13条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。

3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141

号) (以下この項及び附則第5項において「改正後の職業安定法」という。)
第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後の職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する改正後の市退職手当条例第13条第11項(第5号に係る部分に限り、市退職手当条例第13条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。

(札幌市立学校教育職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第2条の規定による改正後の教育退職手当条例(以下この項及び次項において「改正後の教育退職手当条例」という。)第21条第10項(第2号に係る部分に限り、改正後の教育退職手当条例附則第12条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した教育退職手当条例第2条に規定する教育職員をいう。次項において同じ。)であって教育退職手当条例第21条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。

5 退職職員であって改正後の職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後の職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する改正後の教育退職手当条例第21条第11項(第5号に係る部分に限り、教育退職手当条例第21条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。

(理 由)

雇用保険法の一部改正及びそれに伴う国家公務員退職手当法の改正内容等を考慮して、本市職員の失業者の退職手当について国の制度に準じた改正を行うため、本案を提出する。